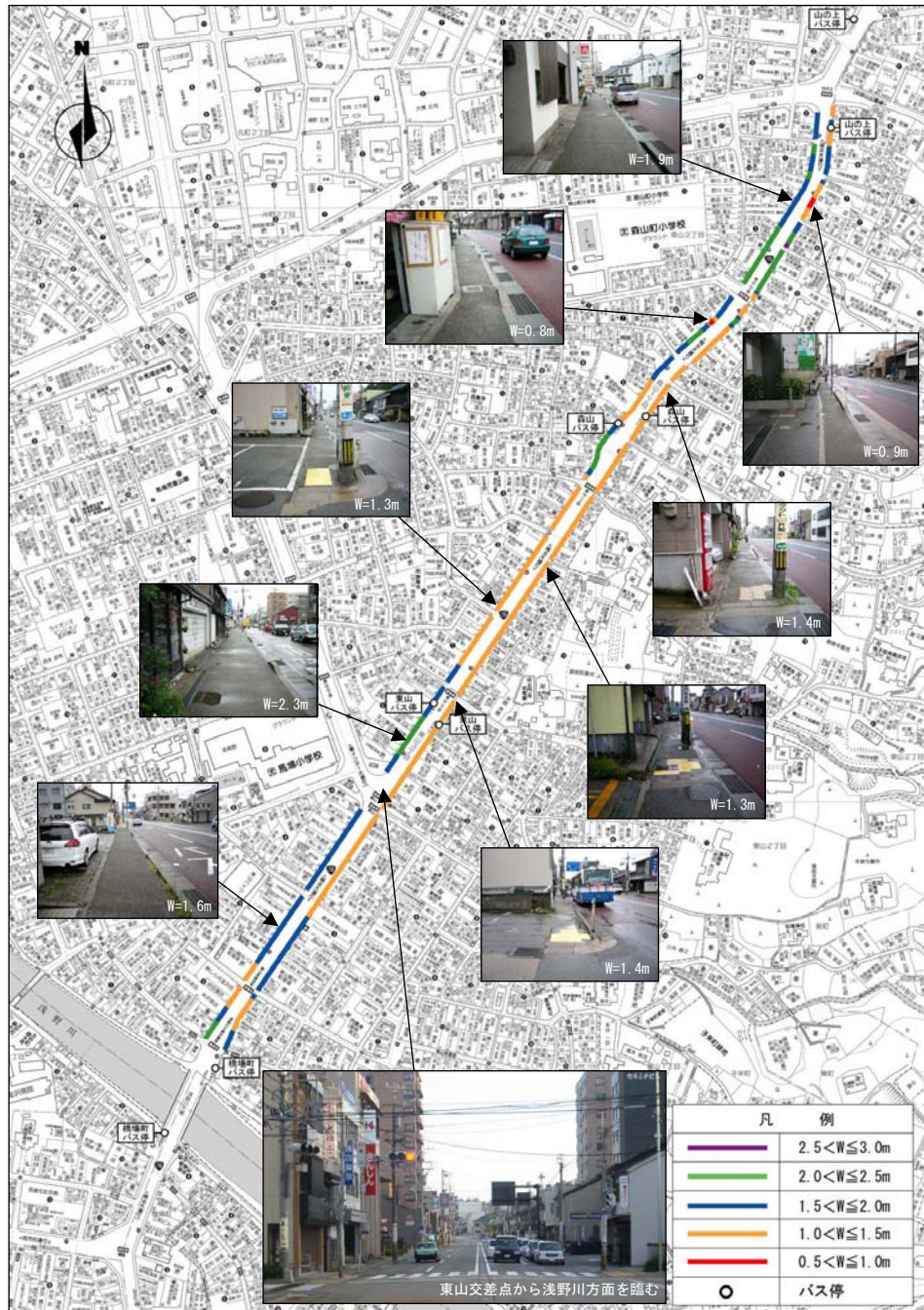


資料1：歩道幅員の状況

◇歩道の幅員は狭く、ほとんどが2m以下であり、1m以下のところもあります。



資料2：対象区間の都市計画線

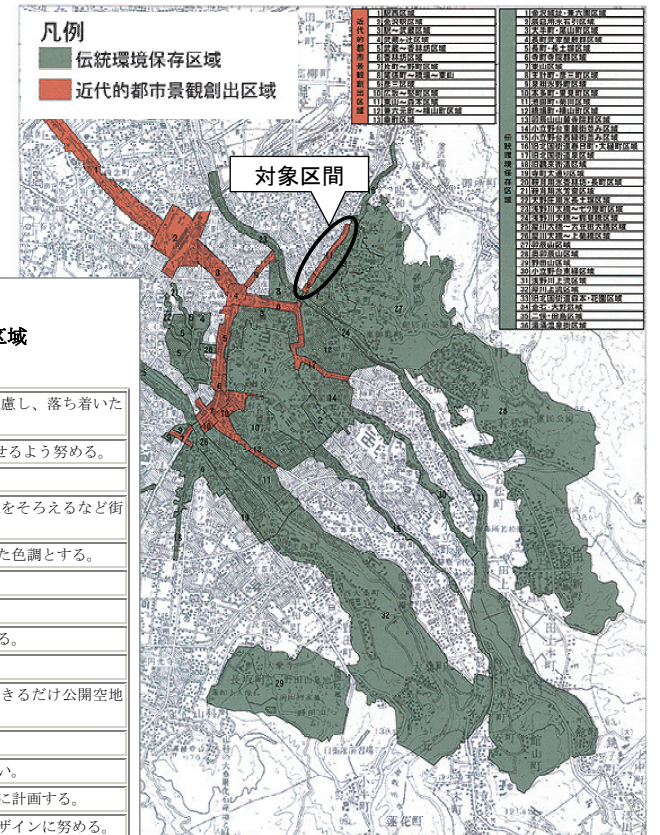
◇対象区間は、都市計画道路寺町町線の一部であり、将来的に拡幅する計画となっています。



- ◆対象区間は、都市計画道路寺町町線の一部であり、道路幅員を現況のW=11~18mからW=20~22mに拡幅する計画となっている。
- ◆拡幅の方向は海側（西側）であり、沿道には戸建住宅や集合住宅、病院、金融機関、店舗が建ち並んでいる。
- ◆沿道の建物を見ると、都市計画道路の整備を見据えてセットバックしているものはない。

資料3：景観上の位置づけ

◇対象区間は、「金沢市における伝統環境の保存および美しい景観の形成に関する条例（景観条例）」によって、「近代的都市景観創出区域」に指定されています。



近代的都市景観創出区域	
8. 尾張町～橋場～東山1丁目区域	
11 東山～森山区域	
建築物等	眺望景観や周辺の街並みとの調和に配慮し、落ち着いた街並みの景観形成を図る。
位置	3階以上の部分は前面道路から後退させるよう努める。
高さ	31m以下
形態	上部の形態を整え、こう配屋根の軒線をそろえるなど街並みの連続性に配慮する。
色彩	茶、グレーなどを基調とした落ち着いた色調とする。
広告物	街並みとの調和を図る。
設備	外部に露出させないよう工夫する。
駐車場	前面道路から直接見えないよう工夫する。
その他	塔屋は目立たないように努める。
建築敷地等	豊かな歩行者空間を確保するため、できるだけ公開空地等を確保する。
緑化	敷地内の緑化を図る。
垣・さく	原則として前面道路に面して設置しない。
その他	可能な限り歩道と敷地内空地を一体的に計画する。
公共空間	落ち着いた金沢らしさを感じさせるデザインに努める。